

令和2年7月1日

越谷市教職員組合
執行委員長 川上 誠 様

越谷市教育委員会
教育長 吉田 茂

越谷市教職員組合の「民主的な教育行政を求める要求書」への市教委回答

2020年5月22日付けで要求のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 教職員の意見を十分聞く等、学校の民主的運営に努力することを校長に指導すること。

教育委員会としましては、教職員が相互に理解を深め、持てる力を最大限に発揮して、積極的に学校運営に参画できるよう、校長会等を通し適切な学校経営の推進に向けてはたらきかけをしております。

2. 労働安全衛生管理体制の推進について

- (1) 衛生推進者の選任を職員に知らせること。その際、選任を民主的に行い、所属長代理である教頭からは選任しないこと。衛生推進者の講習会への参加を今後も進めていくこと。

衛生推進者の選任については、所属長である校長が選任することになっております。また、衛生推進者の職務内容からも、年度初めの職員会議において校務分掌と併せて職員に伝えられるものです。

今年度も、教頭からの選任はございませんでした。さらに、衛生推進者の講習会への参加については、各年度の予算に合わせて、衛生推進者の有資格者がいない、あるいは少ない学校に優先的に、順次参加できるよう取り組んでおります。

- (2) 衛生推進者の研修会を充実させること。特に、各学校の安全衛生活動の交流を進めること。

昨年度は、衛生推進者の研修会と教職員対象のメンタルヘルス講演会を開催し、その中で、校内における衛生推進者の役割、各学校の衛生委員会の運営、教職員のメンタルヘルスケアの推進等について研修を行いました。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況等を踏まえ、衛生推進者等研修会を延期しております。研修会の開催に際しては、各学校の安全衛生に関する取組の

参考となるよう研修内容の工夫や衛生管理者・衛生推進者の役割と学校衛生委員会の在り方について理解を深めていく内容の充実などを検討しております。今後も、各学校の安全衛生活動が充実するよう支援してまいります。

(3) 各学校の衛生委員会で解決できない事案については、市の衛生委員会に反映させる仕組みを作ること。

各学校の衛生委員会であがった検討課題は、まず、各学校の衛生委員会において調査審議していただき、解決が難しい課題は、市の小・中学校衛生委員会で調査審議の必要性があるとし、校長を通して事務局まであげていただくこととなっております。

(4) 「越谷市小中学校におけるハラスメントの防止に関する要綱」を実効あるものにする。

①要綱の周知徹底や苦情相談員・相談委員会の体制づくりを早急にすすめるよう各学校に働きかけること。また、周知や相談体制整備の状況を把握すること。

越谷市立小中学校におけるハラスメントの防止に関する要綱を平成26年4月1日から施行する旨を、平成26年3月28日付通知文書によって通知いたしました。その後、マタニティ・ハラスメントに関する内容を加え、平成29年9月7日付けで改正し、校長会や学校訪問等を通して、周知を図っております。令和2年度においても、5月・6月の校長会において、各ハラスメントの防止について、より一層周知を図っております。また、各学校の教職員がいつでも見られるよう、グループウェアのキャビネットにも掲載しています。今後も、市内小中学校全ての教職員が正しい共通認識のもとハラスメントのない良好な職場環境を維持できるよう指導してまいります。

②ハラスメントの管理職研修や教職員研修を再度重点的に実施し再発防止に努めること。

ハラスメントの防止に関する要綱により、教職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるよう校長会をはじめ、機会あるごとに指導してまいります。

③各職場でハラスメントアンケート調査を実施すること。

ハラスメントアンケート調査につきましては、越谷市立小中学校におけるハラスメントの防止に関する要綱及び「越谷市立小中学校におけるハラスメントの防止に関する要綱」の運用に則り、各学校の相談員を中心とした委員会等で必要に応じて取り組むべき内容であると考えております。

④管理職や教職員によるハラスメントが認定された場合には、速やかに県教委に報告する等、被害者の立場に立って厳正に対処すること。

越谷市立小中学校におけるハラスメントの防止に関する要綱及び「越谷市立小中

学校におけるハラスメントの防止に関する要綱」の運用に則り、適切に対応してまいります。

- (5) 「越谷市小中学校の教職員ストレスチェック制度実施要領」の周知徹底を図り、実施率をあげる。また、集団分析結果が職場改善につながるよう支援すること。

令和元年度に実施した「公立学校共済組合 心のセルフチェック」では受検率は89%でした。令和元年度は、校長会での周知、啓発資料の作成、配布等により、受検率が向上しました。今後も、教員の健康を守るために、客観的データから自身のストレス状況を知っていただくとともに、高ストレスの状況にある方がそのまま放置されることのないよう、各学校において面接指導が必要と判断された方が、できるだけ申し出るような環境づくりに努めてまいります。

また、集団分析結果についてですが、昨年度2月17日付けで、各校に分析レポートを送付し、自校の状況を把握し、改善等に活用するよう通知しております。

3. 学校における働き方改革について

- (1) 長時間過密労働の解消のため県教委が策定した「学校における働き方改革基本方針」に基づく目標達成に向けた4つの視点に沿った取組を推進すること。
また、越谷市版の「学校における働き方改革基本方針」を早急に策定すること。

令和元年9月に策定された埼玉県教育委員会の「学校における働き方改革基本方針」を受け、ストレスチェックの集団分析結果の情報提供やICカード等による客観的な在校時間の把握、スクール・サポート・スタッフの配置、校務支援システムの活用、学校閉庁日の実施、留守番電話の導入等、すでに四つの視点に沿った取り組みを進めております。

更に、越谷市としての働き方改革に係る基本方針の策定を現在進めているところです。目安として9月頃の策定を目指しております。

- (2) ICカードによる勤務時間の客観的把握に取り組む意義を周知徹底すること。
虚偽の報告がないよう、常に学校に働きかけること。短時間勤務者の勤務時間も把握の対象とすること。

教職員出退勤管理システム導入の意義は、『教職員1人ひとりの始業時刻、終業時刻を適正に把握し、その管理に努めるとともに、教職員の負担軽減と健康管理に資する。』ことであると考えております。

その勤務時間の把握及び管理については、正確な勤務時間把握をするよう校長会において指導しており、今後も機会あるごとに周知徹底してまいります。

なお、短時間勤務者を出退勤管理システムによる出退勤時刻の把握対象とすることについては、今後検討してまいります。

- (3) 教職員の時間外労働の上限について月45時間以内、年間360時間以内を原則とした指標を定め、取り組むこと。

令和元年12月11日に公布された給特法改正法において、ガイドラインから指針に格上げされました。教育委員会としましては、所管する教師の勤務時間に関する方針等を教育委員会規則等として定めることを検討しております。また、引き続き、校長会等を通じて、日々の業務の削減について調査・研究をしております。

(4) 教職員の休憩時間を確保すること。実質的に確保できるような方策を示すこと。

勤務時間の割り振りについては、越谷市小中学校管理規則の第20条により、校長が定めることとしております。休憩時間の設定については適切に行われているものと考えておりますが、今後も各学校に対して指導してまいります。

(5) 教育委員会内の負担軽減の担当部署を決め、負担軽減をテーマとする各課調整会議を持つこと。また、労使対等の負担軽減委員会を設置すること。

現在、教育委員会内において、各学校の負担軽減を担当する部署は学務課でございます。教職員の負担軽減を推進するためには、指導課、教育センターをはじめとした、各課との連携が必要不可欠です。今後も学務課が中心となり、各課との連携を密に図りながら教職員の負担軽減を図ってまいります。

また、学校教育部では、部内の連絡調整を進める会議の中で、負担軽減について、どんなことができるか話し合う場面を設けております。今後は教育委員会内外の関係部署とも更に連携を図り、負担軽減を進められるよう努めてまいります。

負担軽減委員会の設置等につきましては、越谷市働き方改革基本方針を策定する中で、県や他市町の状況も踏まえて検討してまいります。

(6) 健康維持増進の視点から計画的年休等の取得促進をすすめること。

教職員が、やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域社会などにおいても、育児や介護、地域活動への参加や自己啓発など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることは大切なことです。

つきましては、市教育委員会として、県発出の「学校における働き方改革基本方針」及び「年次休暇、夏季休暇等の計画的な取得を！」のリーフレット等を活用するなどにより、今後も各学校に対して指導してまいります。

(7) 学校現場の長時間労働を固定化・助長する「1年単位の変形労働時間制」を学校現場に導入しないよう県教委に強く働きかけること。

1年単位の変形労働時間制の導入については、平成31年1月25日に中央教育審議会答申の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」において述べられていることは承知しております。

答申では、長期休業期間中の休日のまとめ取りのように、一定期間集中して休日確保することができるようになることや、個々の事情を踏まえた働き方に対応するための方策となる一方、育児や介護等それぞれの事情を抱える教職員への配慮の

必要性や、疲労が回復せずに蓄積してしまう可能性についての指摘があることから、十分に検討する必要があると考えており、国や県、他市町の動向を注視してまいります。

(8) 新型コロナウイルス感染症対応のための授業時数確保に鑑み、極力、各種業務の削減等に努めること。

① 越谷市教育委員会主催の研修、研究委嘱を削減すること。

ア 教職員の長時間勤務や負担が増えないように配慮すること。

義務教育9年間を見通した学習指導や生徒指導を系統的に行う小中一貫教育は、児童生徒の学力向上、いわゆる中1ギャップの解消、自己肯定感の高揚という効果が期待でき、このことは、学習の効率化及び効果的な生徒指導にも波及し、教職員の長時間勤務や負担軽減にもつながると考えております。

また、教職員の長時間勤務や負担軽減のために、授業や生徒指導、学級経営に生かすことができる「3つのつくりブックレット」を作成し、全教職員へ配付いたしました。今後も、学校の要望に応じて指導主事が学校に出向き、児童生徒にとって分かりやすい授業づくりにつながる活用方法について説明いたしますので、効果的に御活用願います。

なお、教育委員会といたしましては、今年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、多くの研修で8月までの集合研修を取りやめ、中止または、机上研修等の形態をとるなどの対応をとっております。

イ 研究委嘱を更に削減すること。また、勤務時間内の研究になるよう指導すること。

学習指導要領の内容を含め、国や県の動向を踏まえつつ、児童生徒に身につけさせたい資質・能力の育成を重視しながら、越谷市で学ぶ児童生徒の直面する教育課題を明確にし、その解決のための研究委嘱を行っております。今年度は、第2期小中一貫教育へ向けての準備期間として、小中一貫教育の研究委嘱は行っておりません。

次年度以降は、子供たちを中心に据えた教育の実現のために、校長会をとおして学校の主体性を尊重し、委嘱をしていきたいと考えております。

ウ 教職員への一層の負担となる新たな研修制度を設けないこと。越谷市独自の「指導力向上研修会」をやめること。

越谷市教育委員会では、子供たちの生きる力を育むため、社会の要請や教員のニーズ、負担軽減を含め、絶えず研修の見直しを図っております。市教委主催研修のうち、中核市移行に伴い本市に移譲された年次研修を除いた研修において、令和元年度は平成31年度と比較し、研修日を29日削減しております。

指導力向上研修会については、6～9年次の教員を対象としており、今後、越谷市で長い期間活躍されることが期待されますので、この時期に更なる指

導力の向上を図りたいと考えております。また、H28年度より、4年次教員はセンターにおける研修の対象外とし、校内での実務の中で指導力を蓄えるよう変更しております。

H31年度、約3400名を対象に実施した研修会後のアンケート結果では、「研修内容は分かりやすかったですか」という質問に対し、「分かりやすかった」と回答した教員が97.6%、「研修の内容は、学校での教育実践に役立つものでしたか」という質問に対し、「役立った」と回答した教員が97.5%、「あなたはこの研修に意欲的に取り組みましたか」という質問に対し、「取り組んだ」と回答した教員が97.9%おりました。このことから、市教委主催研修会は、対象者が主体的に参加し、子供たちの指導に活かせる実践的な研修だと認識しております。

教育委員会といたしましては、今年度も研修内容の充実を図り、回数等も考慮しつつ実践的で必要な研修を推進してまいります。

- ② 各種調査を厳選すること。必要に応じて抽出調査などを取り入れること。

調査内容、方法につきましては、今年度もその調査の性質を考え検討してまいります。

- ③ 各種研究団体等に対して学校にかかわる事業（作品応募、コンクール、会議、研修等）の縮減、廃止等の見直しを働きかけること。また、週休日等に実施される大会において学校職員を運営要員としないよう求めること。

各種研究団体の学校に関わる作品応募、コンクール等の事業につきましては、児童生徒の一人ひとりの個性を伸ばす機会として、各学校にお知らせしております。

それらへの参加等の判断は、児童生徒・教職員の実態や時期を各学校で検討判断しているものと考えております。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、夏季休業日の作品応募やコンクール、会議、研修について各種研究団体等が縮減を図っております。

また、週休日等の大会において学校職員を運営要員とすることに関しては、これまでも、児童・生徒が参加する大会等の関係機関への日程や規模等大会の在り方の見直しをお願いしてまいりました。今後も引き続き、大会等の趣旨を踏まえつつ、関係機関への検討をお願いしてまいります。

教育委員会としましても、今後も児童生徒、教職員に過度の負担がかかることのないよう注視するとともに、各種団体と連携してまいります。

- ④ 小学校では、大きな業務負担となっている市内陸上大会を廃止すること。

小学校における対外体育的行事については、その教育的意義や他の教育活動への影響、教職員への働き方改革など、多様な観点から検討の上、行事の練習や実施について取り組むよう各学校を引き続き指導してまいります。なお、市内陸上大会については、児童が、生涯にわたってスポーツに親しむ資質を養い、

健康の増進と体力の向上を図るという教育的意義のもと、小学校体育連盟が主催しております。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から、中止となっております。

⑤ 度を越した「人権の集い」事業を学校に持ち込まないこと。

「埼葛人権を考えるつどい」は、埼葛各市町と人権啓発推進埼葛実行委員会の主催により、「埼玉県地域人権啓発推進委託事業」の一環として毎年開催されています。今年度で第29回を迎えますが、あらゆる人権問題の早期解決に向けて、地域間の交流を通じて、地域住民の人権意識の高揚と正しい理解を図ることを目指しております。

各小中学校には、校長会等をとおして、市長及び教育長名で本事業に係る協力をお願いしているところです。各学校の人権教育の推進という視点から、取組の中で、児童生徒が「命の大切さ」や「相手への思いやり」など人権尊重の視点を再確認することで、人権について考える機会としていただいております。今もなお避難生活を余儀なくされている東日本大震災の被災者、加えて熊本地震をはじめとする様々な自然災害により甚大な被害のあった被災地や被災者の方々へ思いをはせる機会としていただきたいと思いますと考えております。

(9) 教職員定数の改善等についてあらゆる機会を捉えて県や国に要望すること。

① 教職員の大幅な定数増を文部科学省・政府に強く働きかけること。また、スクールサポートスタッフの配置を促進すること。

法改正等により、一学級あたりの標準人数の減員及び加配教員の増員を実施し、教育の人的環境の整備を推進するよう、今後も国に要望してまいります。

平成30年10月より、教職員の事務負担軽減を目的とした事務作業の補助員、いわゆるスクール・サポート・スタッフの導入を試験的に開始いたしました。

平成30年度は小学校1校、中学校1校、令和元年度は小学校2校、中学校1校、令和2年度は小学校3校、中学校1校をモデル校とし、それぞれ1名ずつ配置をしております。

それぞれのモデル校からは、教職員に代わって配布物の印刷やパソコン入力等の事務作業をしてもらい、教職員の負担感が軽減しているという報告を受けております。今年度もモデル校の報告や、他の自治体からの情報をもとに調査研究をするとともに、引き続き、スクール・サポート・スタッフの配置拡充を目指してまいります。

② 特別支援教育支援員は、年度途中であっても、学校の実状に応じて柔軟に配置すること。

年度途中の配置については、予算の範囲内で対応可能な場合に配置してまいります。

③ 小学校に英語専科教員を配置することを県に強く求めること。

小学校英語教育充実のための専科指導教員については本年度より市内2校に配置されております。配置の趣旨としては、新学習指導要領における小学校外国語教育の授業時数増（第3学年～第6学年）に対応し、教員の授業時数の軽減による教育の質の向上を図るとともに、質の高い英語教育を行うことのできる専科指導教員を確保し、外国語・外国語活動の円滑な実施を図ることです。

今後も、英語専科教員については、機会あるごとに求めてまいります。

(10) コロナ禍による学習機会の保障のために児童生徒や教職員の負担となる土曜授業の実施、長期休業日の更なる短縮等、安易な授業日増の押し付けをしないこと。

現時点において、長期休業日のうち夏季休業日については8月1日から8月23日に、冬季休業日については12月26日から翌年1月4日に変更しております。

今後、更なる感染が拡大した場合には、新たな臨時休業措置も考えられることから、その際には学習機会の保障を念頭に検討してまいります。

(11) 「越谷市立中学校における部活動ガイドライン」に沿った部活動改善を更にすすめること。

越谷市教育委員会は市内中学校における部活動の在り方や運営等について関係機関とともに検討し、平成30年3月に「越谷市立中学校における部活動ガイドライン」を定めました。

その後、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月 スポーツ庁)、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月 文化庁)、及び「埼玉県部活動の在り方に関する方針」(平成30年7月 埼玉県教育委員会)を参酌して内容を改定いたしました。

さらに、部活動を持続可能なものとし、各自のニーズに応じた活動が行えるよう、令和2年3月に一部内容を改定いたしました。

これにより、市内各学校においては、スポーツや文化及び科学等、中学校において教育課程外の活動として実施する全ての部活動について適用されています。各学校は、引き続き本ガイドラインに基づいて、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、各学校ホームページに掲載することで保護者や地域にも周知しております。今後も、各学校の部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るため、学校の管理職を対象とする研修等を行ってまいります。

(12) 校務支援システムを使いやすいものに改善すること。

校務支援システムについては、出席簿や通知表の業務の効率化が図れた業務もございいます。特に中学校では、5教科だけでなく3教科での評価もできるようにするなど、システムの見直しを進めております。また、学校から一部使いにくい機能があるとの声が上がっていることは把握しております。昨年度末も先生方を対象にア

ンケートを実施させていただきましたので、それを踏まえ、システム事業者と今後の対応に向けて協議し、要望実現の可能性について調査研究してまいります。

(13) 理科の薬品使用記録簿は、劇薬・危険物扱いの薬品に限定すること。

理科教育を目的として、さまざまな薬品が保管され、使用されています。これらは取扱い方を誤れば、重大な健康影響が懸念されるものも少なくないことから、保管・管理には一定の配慮が必要になります。

各学校においては、個々の薬品の性質を知った上で、所有している薬品について把握するため、薬品の記録を「薬品台帳」として保管し、使用するたびに使用量を記録することで薬品の保管量が一目で分かるよう指導しております。これは、紛失・盗難などに速やかに対応する上でも重要です。

また、劇物・危険物以外でも、混合すると化学反応により、発熱、発火、有害ガスを発生する薬品や、アルカリ性の薬品については人体への影響の強さを考え、劇物と同等の扱いをした方がよいものもございますので、今後も適正な管理について指導してまいります。

(14) 「学校における働き方改革基本方針」の取組について市民の理解促進を図ること。

学校における働き方改革については保護者・地域の皆さま宛てに令和2年4月23日に教育長名でリーフレットを发出しております。リーフレットには、「学校における働き方改革基本方針」の概要が示されており、教職員が仕事と生活を両立し、心身ともに充実して子供たちの指導に専念できる環境を作ること等が書かれています。

リーフレットは保護者会等の機会に保護者に配布いただくほか、地域への周知を図っていただくなど、保護者・地域と連携した学校における働き方改革が一層進むようお願いしております。

今後も機会があるごとに学校を通じて保護者・地域へ周知してまいります。

4. 学力調査・テストの結果だけで判断する点数主義に陥らない教育行政を進めること。

- (1) 様々な検証テストの目標数値を絶対視し、学校に不当な圧力をかけないこと。
- (2) 学校間の序列化や過度な競争を煽ることになる学力・学習状況調査（全国・県）の学校別公表を行わないこと。

全国学力・学習状況調査は義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に行われております。

教育委員会といたしましても、市内小・中学校が指導法の工夫改善を行い、基礎・基本の確実な定着を図ることを支援するため、今後も各種検証テスト結果を活用し、越谷市の状況を検証し市内小中学校に伝えてまいります。

また、教育委員会として、具体的な数値目標の設定を市内小・中学校に強制したり、各学校の順位を公表したりして競争を煽るようなことはございません。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育への影響等を考慮し、全国学力・学習状況調査は実施されません。また、埼玉県学力・学習状況調査につきましては、本市は実施いたしません。

5. 産休・育休・病休・介護休暇等による代替未配置、未補充をなくし、完全配置を行うこと。

ここ数年、新採用教員の採用者数が多いこと、また、昨今の社会状況等の要因により、小・中学校ともに臨時的任用職員に充てるための教員免許状所有者が著しく不足しており、今年度はさらに厳しい現状にあります。

教育委員会としましては、代替措置について、医師の診断書及び校長からの第一報をもとに、期日通りの配置に努めておりますが、今後さらに他県も含めた他市町村教委との連携を密にするとともに、近隣の大学への積極的な働きかけ等を継続し、対応に努力してまいります。

6. 小中一貫校の設置については「越谷市自治基本条例」に則り、教職員・保護者・市民の声を十分に聴く機会を設定し、一方的に進めることのないようにすること。

越谷市では、平成27年度から市内全小中学校において小中一貫教育の研究に取り組んでおります。その成果として、子どもたちの学力が向上し自己肯定感が高まってきました。

さらには、先進的な学校の調査研究を進める中で、小中学校が隣接することや9年間を通じたより柔軟なカリキュラムを設計することにより、一層効果が上がることがわかりました。このことから、令和8年度を目途に市内3つの小中一貫校設置に向けた取り組みを進めているところでございます。

取り組みの推進にあたり、5月中旬から下旬にかけて関係7校を対象に教職員への説明会を実施いたしました。また、保護者・市民に対しましては、6月から7月にかけて意見交換会を複数回実施するなど、意見聴取の機会を確保できるよう努めております。